

海外旅行業者向け旅行商品 PR 実施業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和4年5月

新居浜市経済部観光物産課

## 1 趣旨

この実施要領は、海外旅行者向け旅行商品 PR 実施業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

海外旅行者向け旅行商品 PR 実施業務

### (2) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

### (4) 契約上限額

金3,107,000円（消費税及び地方消費税含む。）

### (5) 事業担当課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市経済部観光物産課

TEL 0897-65-1261（直通） FAX 0897-65-1305

E-mail kankou@city.niihama.lg.jp

## 3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和3・4年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント等」又は「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であると認め

られること。

- (2) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (3) 過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）に、国又は地方公共団体等が発注したインバウンド関連事業に関する業務の受託実績があること。

#### 4 スケジュール

公告日	令和4年5月20日（金）
質問受付期間	令和4年5月20日（金）～ 令和4年5月26日（木）
参加資格確認申請書提出期間	令和4年5月20日（金）～ 令和4年5月27日（金）
参加資格確認結果通知	令和4年5月31日（火）
質問回答期限	令和4年5月27日（金）
参加資格がないと認められた者の 説明請求期限	令和4年6月2日（木）
説明を求めた者への回答期限	令和4年6月3日（金）
企画提案書等提出期間	令和4年6月3日（金）～ 令和4年6月9日（木）（午前中）
審査	令和4年6月22日（水）（予定）
審査結果通知	令和4年6月下旬（予定）
業務委託契約締結	令和4年6月下旬（予定）

#### 5 参加資格確認申請書の提出

##### (1) 提出期限

令和4年5月27日（金） 17時15分

##### (2) 提出場所

2（5）の事業担当課

##### (3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

## 6 参加資格確認結果の通知

公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式2）により通知する。

## 7 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、副市長に対して入札参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。この場合においては、期限までに当該書面を持参の上、提出しなければならない。

(2) (1) の書面の提出先

2 (5) の事業担当課

(3) (1) により説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、期限までに書面（電子メール）により回答する。

## 8 質問の提出

(1) 提出期限

令和4年5月26日（木）17時15分まで

(2) 提出先及び提出方法

質問書（様式3）を作成し、新居浜市観光物産課（kankou@city.niihama.lg.jp）宛に電子メールにて提出すること。

(3) 質問に対する回答

期限までに質問者へ書面（電子メール）で回答するとともに、事業担当課のホームページに掲載する。

ただし、本業務の受託候補者の特定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答、公表しない場合がある。

## 9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次のア～エの書類について指定部数を提出すること。提出書類の用紙は、A4サイズ（一部A3版折込み可）、縦型・横書き・片面・左とじを基本とする。副本については、会社名（商号又は名称）を表示せず、イ～エの順番で綴じ、提出すること。

ア 企画提案書提出届（様式4） 正本1部

イ 企画提案書（様式任意） 正本1部、副本6部

ウ 関連業務受託実績（様式5） 正本1部、副本6部

エ 見積書（様式任意、押印必要） 正本1部、副本6部

(2) 提出期限

令和4年6月9日（木）正午まで

(3) 提出場所

2(5)の事業担当課

(4) 提出方法

持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) その他

ア 1者につき1提案のみとする。

イ 受領した提出物は返却しないものとする。また、書類等の追加提出は認めないものとする。

10 企画提案書等の作成方法

(1) 企画提案書は、業務仕様書を熟読の上、次の内容を含めて作成すること。

ア 仕様書を基にした具体的な実施計画

イ 実施スケジュール

ウ 業務遂行体制（管理責任者は必須）

(2) 本事業の効果を向上させる独自の企画等について提案があれば合わせて企画提案書に記載できるものとする。但し、実施に要する費用については、本業務の委託料に含め、経費を積算すること。

(3) 見積書は、仕様書に基づき、新居浜市副市長宛で、必要な項目ごとに区分（諸経費や消費税も区分）するとともに、企画提案書の内容と整合させること。項目の区分については、経費明細書を別紙で作成することも可能とする。

11 審査及び決定について

(1) 企画提案書等の審査は、新居浜市観光物産振興業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(2) 企画提案書等の提出後、選定委員会において、参加者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングに応じない場合には、辞退したものとみなす。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、プレゼンテーションの開催を行わず、提出された企画提案書等を基に書類審査のみを行う可能性がある。

ア 実施日（予定）

令和4年6月22日（水）

(3) 各参加者の企画提案書等の内容について、評価項目及び配点で示す選定基準に基づ

いて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

ア 選定委員会における評価項目及び配点は次のとおりとする。

区分	評価項目	配点 (最低水準点)
企画提案書等の提案内容	本市の観光素材に対する知見を有し、本事業の目的、内容及び条件等の理解度が高く、新居浜市に適した提案内容となっているか。	30 (15)
	業務仕様書の項目ごとの実施内容・事業成果が適切であり、提案内容の着眼点、実施内容が優れているか。	20 (10)
	業務成果向上等のための独自性・工夫があるか。	15 (8)
業務実施体制	業務に関連する知見を有し、業務実績は広範かつ十分か。	15 (8)
	実施体制は業務の遂行に当たって十分な体制となっているか。	10 (5)
	見積価格水準及びその積算の考え方は妥当であるか。	10 (5)

イ アの評点の合計に基づき、委員ごとに順位を決定し、次のとおり順位点を計算する。各委員の順位点の合計（以下「得点」という。）が最も高い提案者を受託候補者として特定する。なお、得点と同点であった場合は、選定委員会で協議の上、委員長が決定する。

委員ごとの順位	順位点	例（提案者が4者の場合の順位点）
1位	提案者数	4点
2位	提案者数－1	3点
3位	提案者数－2	2点

・  
・  
・

ウ 提案者が1者になった場合は、プレゼンテーションによる審査は行わず、書類審査のみとし、各委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば、受託候補者として特定する。

## 1.2 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に書面（様式6、7）により通知する。
- (2) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。
- (3) 受託候補者として特定された者と契約締結の協議を行い、随意契約により契約を締結するものとする。
- (4) 手続の透明性、公平性を確保するため、委託事業者決定後、速やかに業者名、評価結果を公表するものとする。

## 1.3 その他留意事項

- (1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - イ 実施要領に違反した場合
  - ウ 企画提案書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
  - エ 特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (2) 本件に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 契約の締結に当たっては、本市が用意する契約書を使用する。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。